平成３０年（フ）第８５号
沖縄県中頭郡嘉手納町屋良１丁目13番地５
嘉手納町屋良町営住宅309号
債務者　濱川　　勲
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第８７号
沖縄県うるま市字宮里266番地９　シャトレ宮里403
債務者　比嘉のり子（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第５８７号
東京都八王子市石川町413番地サンアベニューリヴァトン306号
債務者　大石由紀子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５８８号
東京都八王子市石川町413番地サンアベニューリヴァトン306号
債務者　大石　裕也
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２７号
高知県須崎市野見175番地11
破産者　中谷　民生
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第３１７号
大阪府岸和田市箕土路町３丁目12番７号、前住所大阪府岸和田市土生町１丁目１番23―202号
破産者　西野　　聡
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
大阪府岸和田市八幡町13番17号
破産者　株式会社江西
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目10番10―14号
破産者　株式会社カタオカ
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
茨城県常総市内守谷町1934番地
破産者　有限会社エスタ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１４２７号
東京都町田市旭町２丁目11番24号、破産手続開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区東淵野辺５丁目10番35号
破産者　齋藤　　正
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８２号
東京都八王子市裏高尾町397番地14あるが荘サテライト203号
破産者　伊藤　祐果
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３３号
名古屋市中区大須３丁目５番49号
破産者　株式会社ｉＤプロモーション
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６７５号
大阪市東住吉区今川７丁目５番29号
破産者　有限会社ＭＫＹ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７９５号
大阪市淀川区木川西４丁目１番14―303号
破産者　株式会社ケイティ貿易
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１５号
（最後の住所）大阪市東住吉区湯里４丁目２番３号
破産者　被相続人亡西﨑正祐相続財産
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８号
奈良市柏木町489番地
破産者　木村運送株式会社
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１４号
島根県仁多郡奥出雲町上阿井1128番地１
破産者　松﨑　　緑
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８６号
広島市安佐北区上深川町913番地
破産者　有限会社駅前ホンダモータース
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部